

仕 様 書

1 委託業務の名称 おおいた和牛流通促進委託業務

2 履行期間 自 契約締結日
至 令和7年3月31日

3 目的

おおいた和牛認定店を対象としたキャンペーンの実施や交通広告の掲出等によるPRにより、おおいた和牛認定店の拡大を推進し、新ブランド創出から5年が経過した「おおいた和牛」の流通拡大や認知度向上を図る。

4 業務内容等

(1) おおいた和牛認定店におけるキャンペーンの実施

- ①大分県内の「おおいた和牛」認定店（飲食店、旅館、ECサイト）でのキャンペーンを実施すること。なお、認定店へのキャンペーン参加の働きかけ等、認定店との連絡・調整も行うこと。
- ②キャンペーン期間は11月29日～2月9日とすること。
- ③キャンペーンを周知する広告を実施すること。
- ④キャンペーンにおけるプレゼント企画については、認定店の対応が煩雑にならないよう、ポスター、POP、Web等で案内及び応募が可能な方法とすること。また、プレゼント（おおいた和牛）に要する経費は大分県豊後牛流通促進対策協議会が別途負担するが、想定する経費を提案書に記載すること。
- ⑤キャンペーン参加店舗を紹介するA5サイズのパフレットを制作・印刷すること。なお、パフレットには「おおいた和牛」の紹介も記載し、制作数も提案すること。

(2) インバウンド向けの「おおいた和牛」認定店（飲食店）情報の発信

- ①大分空港での配付を想定したパフレットを制作すること。なお、パフレットは大分県豊後牛流通促進対策協議会が別途制作する「おおいた和牛」箸（ケース/W96×H16×D8（mm）、箸/W184（mm）、梱包形態：PP袋）とセットで配付できる形状を提案することとし、詳細は別途、県と協議して決定する。
- ②おおいた和牛公式HP内にLPを制作すること。
- ③認定店への①②掲載の働きかけ等、認定店との連絡・調整を行うこと。
- ④上記①②については英韓中（繁体及び簡体）の4言語分を制作することとし、パフレットの制作数も提案すること。

(3) 交通広告の掲出

- ①大分空港国内線2階出発ロビー（206）に電照広告を掲出すること。
- ②掲出期間は3月31日までとすること。
- ③デザインのイメージを複数提案すること。
- ④以下の経費も委託費に含め、大分航空ターミナル株式会社に支払うこと。なお、以下の経費が変更となった場合は、変更後の経費を委託費に含め、大分航空ターミナル（株）に支払うこと。

内容	数量	単価	金額
掲出媒体費	10 箇月	125,000 円	1,250,000 円
電気代	10 箇月	2,500 円	25,000 円
維持管理費	10 箇月	4,125 円	41,250 円
現状撤去、新規取付、撤去	1 式	150,000 円	150,000 円
小 計			1,466,250 円
消費税			146,625 円
合 計			1,612,875 円

（4）ホームページの管理及び流入促進のための改良

- ①おおいた和牛公式HP（<https://oita-wagyu.jp/>）の保守管理（バックアップ管理、コンテンツ管理システム（CMS）バージョン管理、ドメイン及びサーバー更新含む）を行うこと。
- ②おおいた和牛公式HP、Instagram 及び Facebook の内容（お知らせ、取扱店情報等）の更新等を行うこと。詳細は別途、県と協議して決定する。
- ③おおいた和牛公式HPの改善を提案すること。閲覧者が、求める情報にすぐに辿り着ける構成とし、提案書にイメージを記載すること。詳細は別途、県と協議して決定する。
- ④おおいた和牛公式HP、Instagram、Facebook 及び youtube の設定・引継マニュアルを製作すること。

（5）効果等検証

①認知度等

- ・継続して調査している「おおいた和牛」の認知度等について、同内容の調査を実施すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定する。
- ・調査エリア：関東（東京都・神奈川県）、関西（京都府・大阪府）、福岡県、大分県
- ・調査対象者：4エリア各300サンプル以上（20代、30代、40代、50代、60代以上それぞれを性別に30サンプル以上）
- ・実施時期：令和6年6月及び令和7年2月

②キャンペーン

- ・プレゼント企画の応募者を対象としたアンケート調査等を実施することにより、効果を

分析すること。なお、詳細は別途、県と協議して決定する。

③キャンペーン広告

- ・広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等により行うこと。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

(6) 運営体制及び進捗管理

- ①業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速やかに対応すること。
- ②契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成するとともに、活動指標及び目標を設定すること。以降、その進捗について適切に管理すること。
- ③各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施内容の変更等について定期的に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

(7) その他

- ①その他に「おおいた和牛」の流通拡大や認知度向上に資する企画があれば提案すること。
- ②大分県豊後牛流通促進対策協議会が実施する取組において、本委託業務により制作した画像等を使用できることとする。
- ③企画提案書の中で取扱う第三者の著作権や肖像権等については、以下に留意する。
 - ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
 - ・第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権物の承諾を得て行うものとし、県が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
 - ・受託者は、納品する成果物に使用する映像、イラスト、写真、資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を全て負うこととする。第三者の権利を侵害

していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- ・成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- ・受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該使用許諾等に係る一切の手続きを行う。

5 成果物又は提出物

(1) 委託業務完了通知書並びに委託業務実績報告書

(2) 業務の実施状況や成果等が判る資料 1部

- ・実際の結果を根拠として、今後取るべき方針も報告するものとする。
- ・根拠は詳細に分かりやすく、論理的に記載するものとする。

(3) 本業務において撮影した画像や制作したデザイン等データ 1部

(CD-ROM または DVD-ROM)

なお、データの著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、契約書の規定による引渡しと同時に県に無償で譲渡するものとする。
- ・県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ・受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

6 その他

契約締結後、不測の事態により本仕様書の業務内容が実施できない場合や、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議の上変更内容等について決定することとする。